

滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しについて

1. 道路整備アクションプログラムと地域ワーキング

道路整備アクションプログラムは、将来10年間の具体的な道路整備計画であり、プログラム策定から5年目となる今年度に見直しを実施しています。

この見直しにあたり、県下8地域に有識者や公募委員、道路利用者等からなる地域ワーキングを設置し、地域の課題を抽出し、その課題を踏まえた道路整備などについて、広く意見を伺いながら進めています。

今回の見直しでは、地域ワーキングの回数を3回から4回に増やし、より多く幅広い意見の抽出に努めることとしています。

2. 現在の進捗状況

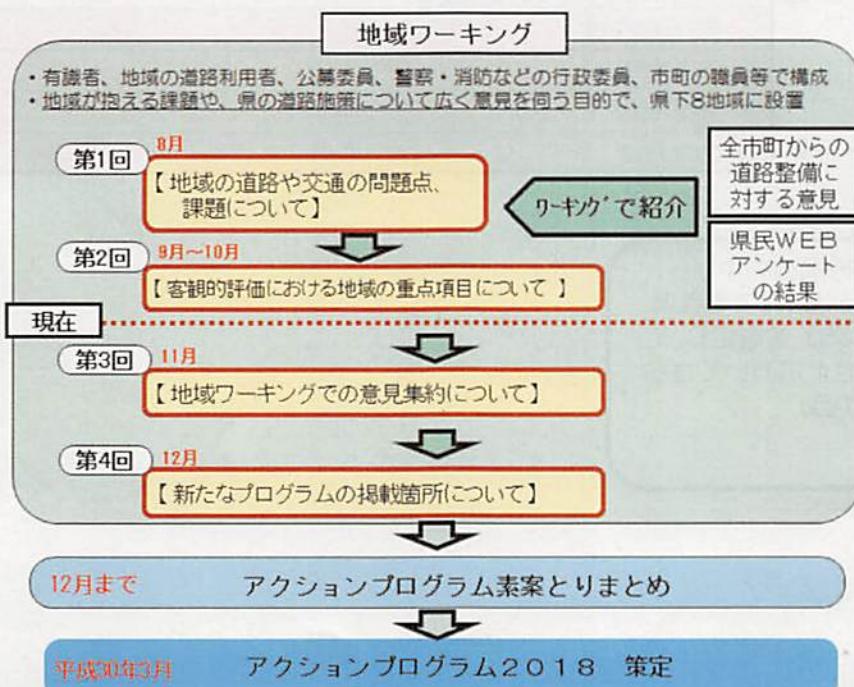
第1回目の地域ワーキングを8月に開催し、市町からの道路整備に対する意見や県民アンケートの結果をご紹介したうえで、各委員から、地域の道路の状況、問題点や課題など、広く貴重な意見をいただきました。各地域ワーキングの概要は、ワーキングニュースとしてまとめ、道路課のホームページで公開しています。

第2回の地域ワーキングは、9月13日～10月3日に開催し、事業の評価に反映させる地域の重点項目について、意見をいただいている。

3. 今後の予定

今後は、各事務所・支所において各地域の重点項目を決定し、事業の客観的評価の作業を進めます。

第3回の地域ワーキングでは、これまでの意見の集約について、また、最終の第4回では掲載箇所の素案について、意見をいただく予定であり、その後、素案をとりまとめ、関係機関との調整、議会への報告を経て、来年3月に策定・公表の予定です。



【地域の重点項目の選定】

評価項目
I 必要性
1 上位計画や地域振興計画の位置付け
①市町村合併支援道路整備計画の位置付け
②地域振興の計画に位置付け
③「渋滞対策プログラム」に位置付け
④地域高規格道路の整備
⑤都市計画道路の整備
2 地域活性化の支援
①主要な公共公益施設等の周辺道路の整備
②I.Cや鉄道駅へのアクセス道路の整備
③物流の効率化を支援する道路（25t対応（計画）路線）の整備
④大規模な商業施設の周辺道路の整備
⑤優れた自然環境、歴史的資源や観光資源等の周辺道路の整備（上記①と重複は除く。）
⑥鉄道や道路との立体交差化を図る整備
⑦交通不能の解消が図れる整備
⑧大型車のすれ違い不能の解消が図れる整備（上記⑦該当は除く。）
⑨工区の起終点が共に改良済みの道路の整備
3 よりよい生活環境の確保
①交通事故の発生率を低減できる整備
②高齢者や身体障害者等の移動の円滑化を図る歩道等の整備
③著しい渋滞を緩和できる整備（1-③以外のもの）
④通学路等の整備
⑤バス路線（町営バス、スクールバス等も含む。）の整備
⑥地域にとって唯一の道路の整備
⑦救急病院や主な福祉施設等の周辺道路の整備
⑧無電柱化を推進する道路の整備
4 信頼性・防災性の向上
①異常気象時の事前通行規制区間の改善が図れる整備
②雪寒地域内の第1種除雪路線の整備
③緊急輸送道路の整備
④防災総点検要対策箇所の改善が図れる整備
⑤連結許可を取得した追加ICへのアクセス道路の整備
5 他事業と併せた一体的整備
①高速道路や直轄国道整備に併せた整備
②その他の公共事業に併せた整備
II 走行改善効果
III 進捗状況
IV 事業熟度
V 地域特性

「必要性」
全29項目

必要性の全29項目の中から、
地域の意見を踏まえて重点項目（2項目以内）を選定し、
「V 地域特性」においてさらに加点評価する。